

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

1-1-1 整備基本計画の策定経緯

「金山峠の道と檜下宿とは、近世における羽州街道の様相をよく残す貴重な地域である」ことから、平成9年（1997）9月11日、「羽州街道 檜下宿・金山越」として国史跡に指定された。

なお「羽州街道檜下宿」は、平成7年（1995）6月9日に建設省（当時）が「歴史国道」に、「羽州街道－金山峠越」は、平成8年（1996）11月1日に文化庁が「歴史の道百選」にそれぞれ選定している。

平成10年度（1998）、山形県教育委員会は文化庁の「歴史の道」事業の一環として史跡の将来的な「整備活用計画」を策定した。

平成26年（2014）7月9日から10日にかけての豪雨で金山を南北に流れる金山川が氾濫し、現地で発生した土石流の影響で、史跡金山越の23箇所が被災し、街道路肩の野面石積み崩落や街道路面の洗堀等、甚大な被害が生じた（図1）。この発災を受け、上山市教育委員会では有識者からなる「史跡羽州街道檜下宿金山越災害復旧検討委員会（阿子島 功委員長、他委員4名）」を組織し、文化庁及び山形県教育委員会の指導のもと、平成26・27年度（2014・2015）の2か年事業として災害復旧（発掘調査・復旧工事）に取り組み、平成28年（2016）3月に「史跡羽州街道檜下宿金山越災害復旧報告書」を刊行した。

この災害復旧を契機に、上述の「整備活用計画」策定から17年が経過していることから、史跡の適正な保存と活用を図るため、上山市教育委員会は史跡の保存活用計画の策定に着手した。

1-1-2 保存活用計画の策定

史跡保存活用計画を策定するに当たり、史跡を構成する要素を改めて検出するため、平成28年度（2016）に「史跡羽州街道檜下宿金山越調査委員会（阿子島 功委員長、他委員7名）」を組織し、金山越エリアで街道関連遺構の発掘調査と金山越に関する史料調査を実施し（図2）、平成29年（2017）3月に「史跡羽州街道檜下宿金山越発掘調査報告書」を刊行した。



図1 豪雨に伴い発生した土石流で金山越の羽州街道23箇所が被災。平成26年（2014）7月9日～10日



図2 金山越エリアで街道関連遺構調査を実施。写真は羽州街道沿いにある文政2年（1829）建立の馬頭塔（史跡外／未指定）

平成29年度（2017）は調査対象を金山越エリアから
 櫓下宿エリアに移し、「史跡羽州街道櫓下宿金山越調
 査委員会（北野博司委員長、他委員11名）」を組織し
 て、東北芸術工科大学と櫓下宿の文化財・文化遺産の
 分布調査を実施した（図3）。

また、平成30年度（2018）に「史跡羽州街道櫓下宿
 金山越保存活用計画策定委員会（北野博司委員長、他
 委員11名）」を組織し、櫓下宿エリアにおける東北芸
 術工科大学との調査を継続しつつ、文化庁及び山形県
 教育委員会の指導のもと、平成31年（2019）3月に
 「史跡羽州街道櫓下宿金山越保存活用計画」を刊行し
 た。



図3 平成29～30年度(2017～2018)、櫓下宿
 エリアで東北芸術工科大学と文化財分布調査
 を実施

表1 整備基本計画策定までの経緯

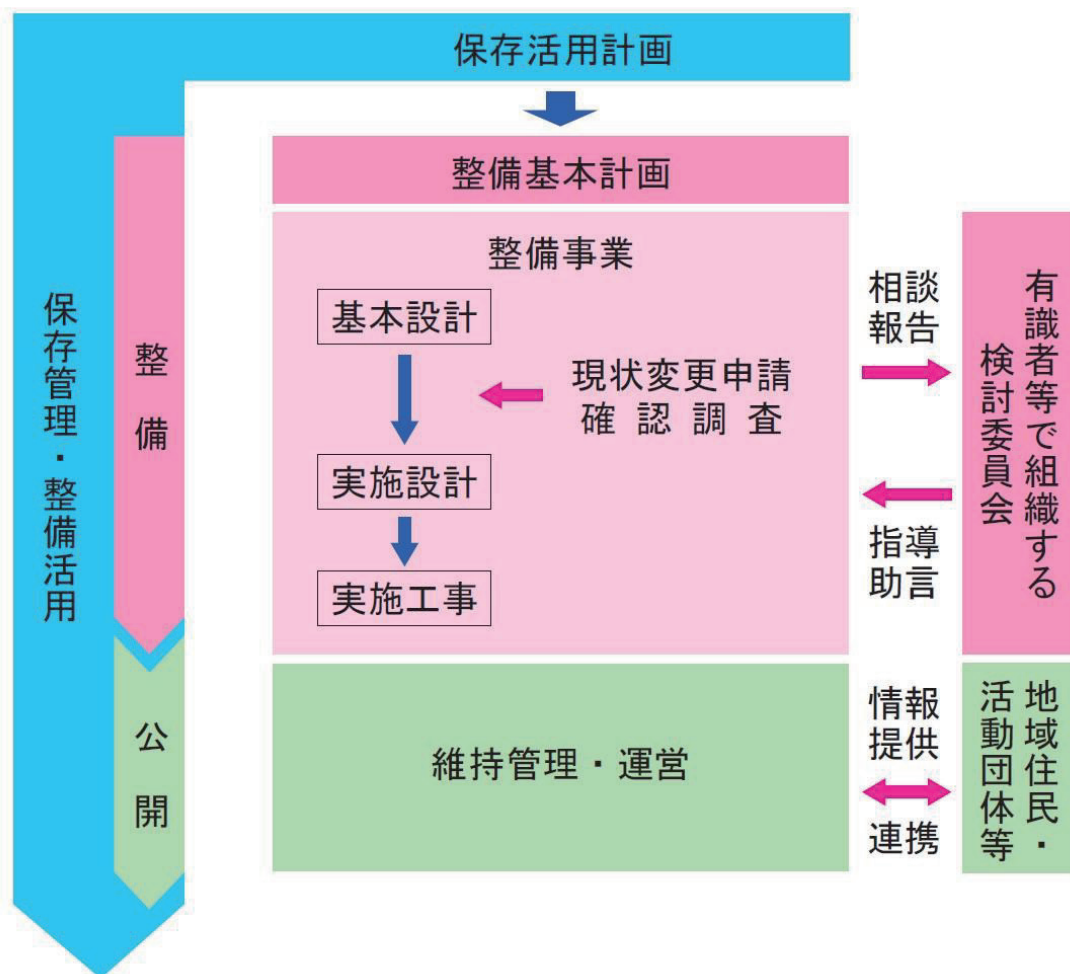
年 月 日	内 容
平成9年(1997)9月11日	史跡指定を受ける。【文部省告示第161号】
平成10年度(1998)	山形県教育委員会で「山形県歴史の道総合計画（羽州街道 金山峠越）報告書」を策定する。
平成26年(2014) 7月9日～10日	豪雨に伴い金山を南北に流れる金山川が氾濫し、現地で発生した土石流の影響で史跡金山越の23箇所が被災する。
平成26・27年度 (2014・2015)	史跡災害復旧検討委員会を組織し、史跡金山越の災害復旧を2か年で実施する。災害復旧工事に先立ち、被災した23箇所のうちの5箇所で遺構の確認調査を実施し、野面石積みや石組排水溝等を検出する。「史跡羽州街道櫓下宿金山越災害復旧報告書」を刊行する。
平成28年度(2016)	史跡調査委員会を組織し、金山越エリアで街道関連遺構の発掘調査と金山越に関する史料調査を実施する。「史跡羽州街道櫓下宿金山越発掘調査報告書」を刊行する。
平成29年度(2017)	史跡調査委員会を組織し、櫓下宿エリアで文化財・文化遺産の分布調査を実施する。
平成30年度(2018)	史跡保存活用計画策定委員会を組織し、櫓下宿エリアで文化財・文化遺産の分布調査を継続する。「史跡羽州街道櫓下宿金山越保存活用計画」を刊行する。
令和元年度(2019)	史跡整備基本計画策定委員会を組織し、「整備基本計画」策定に着手する。
令和2年度(2020)	史跡整備基本計画策定委員会で話し合いを重ね、「史跡羽州街道櫓下宿金山越整備基本計画」を刊行する。

第2節 計画の目的と位置づけ

1-2-1 計画の目的

史跡羽州街道櫓下宿金山越の「整備基本計画」は、上山市教育委員会が平成31年（2019）3月に策定した史跡羽州街道櫓下宿金山越「保存活用計画」に基づき、史跡羽州街道櫓下宿金山越を適正に保存すると同時に、ふるさとの歴史を今に伝える文化遺産として正しく活用するために策定する。

■整備基本計画の位置づけ



第3節 委員会の設置・経緯

1-3-1 委員会の設置

史跡羽州街道櫓下宿金山越整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）は「史跡羽州街道櫓下宿金山越整備基本計画策定委員会設置要綱」に基づいて平成31年度（2019）に設置された（図4）。

委員会の委員については、上山市教育委員会が委



図4 第1回委員会で委員を委嘱

嘱し、第1回委員会の席において、互選により委員長に北野博司氏、副委員長に阿子島功氏がそれぞれ選出された。

なお、当該委員会の事務局は、上山市教育委員会生涯学習課文化財・文化芸術係が務めた。

史跡羽州街道櫓下宿金山越整備基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡羽州街道櫓下宿金山越を正しく後世に継承するとともに、史跡の価値をより一層高め、その利活用を図ることを通して地域のさらなる活性化に寄与するため、史跡羽州街道櫓下宿金山越整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達するために次の任務を行う。

- (1) 史跡の調査に関する助言及び指導
- (2) 史跡の整備基本計画の策定に関する助言及び指導
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- (1) 地理学、考古学、自然科学、郷土史、建築及び文化財関係の有識者
- (2) 計画策定対象エリアとなる櫓下宿の住民
- (3) その他学識経験者

(委嘱)

第4条 前条に定める委員は、上山市教育委員会が委嘱する。

(定数)

第5条 委員の定数は、11名以内とする。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

- 2 委員会の会議には、必要に応じて有識者を招集することができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、事務局を生涯学習課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、上山市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

表2 史跡羽州街道櫓下宿金山越整備基本計画策定委員会委員（50音順）

分野	氏名（敬称略）	備考
自然地理学	阿子島 功	山形大学名誉教授 ※策定委員会副会長
学識経験者	荒木 雄之	上山市文化財専門員
歴史学	鎌上 宏	上山市文化財保護審議会会長
考古学	北野 博司	東北芸術工科大学教授 ※策定委員会会長
歴史学	齋藤 光	歴史の道調査委員
歴史学	長南 伸治	公益財団法人上山城郷土資料館学芸員 上山市文化財保護審議会委員
建築学	山畑 信博	東北芸術工科大学教授
地元住民	木村 敬司	櫓下地区会代表（櫓下地区会会長） 【令和元年度】
	木村 武吉	櫓下地区会代表（櫓下地区会副会長）【令和2年度】
	佐藤 豊	櫓下宿保存会代表
	佐藤 三雄	羽州街道「櫓下宿」研究会代表
アドバイザー	山下 信一郎	文化庁文化財第二課史跡部門 主任文化財調査官
アドバイザー	安藤 紀子	山形県教育委員会文化財・生涯学習課 文化財振興主査 【令和元年度】
		山形県観光文化スポーツ部文化振興・文化財課 文化財保存主査 【令和2年度】

※委嘱期間：令和元年（2019）5月17日～令和3年（2021）3月31日

1-3-2 委員会の経緯

史跡羽州街道櫓下宿金山越整備基本計画を策定するため、以下の通り、委員会を開催し協議・検討を重ねた。

表3 委員会の経緯

委員会	開催日	主な報告・協議事項
第1回	令和元年 (2019)	・委員委嘱 ・委員長・副委員長の選任

委員会	開催日	主な報告・協議事項	
第1回	令和元年 (2019) 5月17日	【報告】 ・平成26年度の発災から保存活用計画策定までの経緯について ・整備基本計画策定に向けたスケジュールについて ・今年度の史跡関連調査の計画について ・史跡における保存及び活用に向けた住民主導の活動について 【協議】 ・史跡羽州街道櫓下宿金山越の現状について ・保存活用計画に基づく整備基本計画の構成について	
第2回	令和元年 (2019) 10月3日	・櫓下宿の現況視察（動線、宿場の景観・視点場、現況表示物等確認） 【報告】 ・整備基本計画策定に向けたスケジュールの変更について ・史跡に関連する市民活動や調査の実施状況について 【協議】 ・櫓下宿の視察に基づく史跡の現状と課題について ・整備基本計画（第1章～第4章）について ・史跡の整備について	
第3回	令和2年 (2020) 1月30日	【報告】 ・〈金山越〉市民史跡保全活動／上山市立宮川小学校による史跡探訪 ・〈櫓下宿〉宮地屋文書調査／かみのやま草屋根プロジェクト 【協議】 ・櫓下宿「塩屋（齋藤家）」の現状変更について ・整備基本計画第5章（案）について	
第4回	令和2年 (2020) 9月29日	【報告】 ・櫓下宿本陣「塩屋（齋藤家）」現状変更の進捗について 【協議】 ・整備基本計画第5章（案）について	
第5回	令和3年 (2021) 1月14日	【報告】 ・櫓下宿本陣「塩屋（齋藤家）」現状変更の進捗について ・櫓下宿「視橋」の毀損について 【協議】 ・整備基本計画第5章（案）について	
第6回	令和3年 (2021) 3月23日	【報告】 ・櫓下宿本陣「塩屋（齋藤家）」現状変更の進捗について ・櫓下宿「視橋」の毀損について 【協議】 ・整備基本計画（案）について	
パブリックコメント	募集期間：令和3年（2021） 3月1日（月）～19日（金）		寄せられた意見等 / 無

第4節 山形県及び上山市の各計画と本計画との関連

1-4-1 山形県の計画

(1) 山形県歴史の道総合計画（羽州街道 金山峠越）

平成10年度（1999）、山形県教育委員会が「歴史の道」総合計画の一環として、檐下宿及び金山越の各エリアについて「整備活用計画」を策定した。

1-4-2 上山市の計画

(1) 第7次上山市振興計画（後期基本計画）

令和2年策定。「国史跡羽州街道檐下宿金山越の保存・活用・整備を進めるほか、文化財保護に携わる保存会等の活動支援や、ふるさとに伝わる郷土芸能の資料収集及び情報発信等を通して、文化財を核とした地域コミュニティの絆をより一層深める」（図5／図6）。

(2) 上山市地域防災計画

平成25年（2013）策定、令和2年（2020）追録。

文化財の防災対策として、「防災計画の策定」「自衛組織の編成」「避難体制の確立」「防災設備等の整備」を定める。また、災害が発生した場合には「文化財の被災の防止又は軽減に努める」、「建造物に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う」、「被害が発生した場合は、直ちに市教育委員会を通じて県教育委員会に報告する」。

(3) 上山市国土利用計画

平成23年（2011）策定。令和2年（2020）までの本市の土地利用の方向性を示す。檐下と金山を含む「市域東南部」については「優良農地を確保し、生産基盤を整備するとともに、フルーツライン、国指定史跡『羽州街道檐下宿・金山越』等を整備しながら、観光との有機的な連携により、活力ある地域を形成していく」（図7）。

(4) 上山市公共施設等総合管理計画

平成29年（2017）策定。檐下宿を含む市内の文化財施設について、定期点検を継続しながら「茅葺職人と（中略）茅等材料の確保」「茅葺きの歴史的建造物の（中略）長寿命化」「来館者の安全確保」を図るため、「歴史的建造物群の中長期的な修繕計画を検討し」「管理を委託している団体との情報の共有に努める」（図8）。



図5 史跡を核とした檐下宿の歴史まちづくり



図6 史跡来訪者を地域で受け入れる取組み



図7 檐下宿の豊かな季節の移り変わり



図8 地域の茅葺文化を地域で保存継承するため檐下宿で進められている茅場の再生（かみのやま草屋根プロジェクト）

（５）第２期上山市快適環境基本計画

平成 28 年（2016）策定。「上山市は、城下町、宿場町及び温泉町が一体となった、全国でも珍しい都市で、古くから培ってきた歴史や文化を様々な場所や行事に垣間見ることができ」、「これらの歴史や文化は、広く市民に親しまれ、上山独自の環境や景観の形成に大きく寄与するとともに、観光誘客にも重要な役割を果たして」いる。「これらは長い時間をかけて地域の自然、風土の中で育まれており、私たちと自然との関わりを教えてくれるものも多く、適切な保全と継承が必要」である（図 9）。



図 9 雄大な自然環境と街道沿いの集落景観

（６）上山農業振興地域整備計画

昭和 58 年（1983）策定。平成 30 年（2018）改定。
用途区分に基づく農用地区域「本庄地区（F）」に設定され、「京塚集落から檜下集落にかけて東地区との間に展開する農用地は、田と畑が半々の割合となっており、他については、県営ほ場整備事業、県営経営体育成基盤整備事業の区域内であり、水田及び果樹園への転換田として、畑については基盤整備が未実施な果樹園として利用されている。歴史国道としての檜下宿の保存との調整を図りながら農道等の整備を推進し農地としての利用を進める」（図 10）。



図 10 檜下宿の豊かな農地

（７）上山市森林整備計画

令和 2 年（2020）策定。「公益的機能別施業森林区域」とし、檜下は背後の大水沢山が、金山越では沿道の東斜面が「土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」「木材等生産機能の維持増進を図る森林」に設定され、前者については「伐採による機能低下防止を図るため、標準伐採木のおおむね 2 倍の林齢を標準とするとともに皆伐については、1 箇所あたりの面積を 20ha 以下を標準とする」（図 11）。



図 11 檜下宿の景観を形成する大水沢山

（８）上山市鳥獣被害防止計画

平成 30 年（2018）策定。令和 2 年（2020）一部変更。
檜下と金山はいずれも鳥獣被害地域に指定されており、両地区ともに捕獲用の檻が設置されている。近年はイノシシの被害が急速に拡大しており、食害による農作物の被害だけでなく、掘り起し等の金額に表れない被害も生じている（図 12）。



図 12 檜下宿は農産物の鳥獣被害地域

(9) 上山市橋梁長寿命化修繕計画

平成 25 年（2013）策定。平成 30 年（2018）改定。

平成 26 年の道路法施行規則の一部改正により、翌 27 年から定期点検を実施し、市が管理する橋梁の健全性を診断。その結果を基に「橋梁個別施設計画」へ随時反映させ、橋梁長寿命化修繕計画を見直す。橋下地内にある“新橋（図 13）”と“硯橋”は、上山市指定文化財のため管理区分を予防保全型（戦略的管理）と設定している。平成 27 年及び令和 2 年の点検・診断の結果、判定区分は「Ⅱ予防保全段階」として、「構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態」としている。



図 13 明治期に作られた新橋

(10) 第 2 期上山市教育等の振興に関する大綱

令和 2 年（2020）策定。基本方針「文化財の保存活用」として、「郷土の地域資源である文化財を適正に保存管理、調査、継承することで、地域の魅力を一層高めるとともに、文化財を活用した様々な学びと保全活用を通し地域の絆を深め、郷土愛を育む」としている（図 14）。



図 14 文化財を活かしたふるさと学習



図 15 昭和 10 年頃の橋下の風景写真（齋藤 光委員提供）

各計画と本計画との関係性は図 16 の通りである。

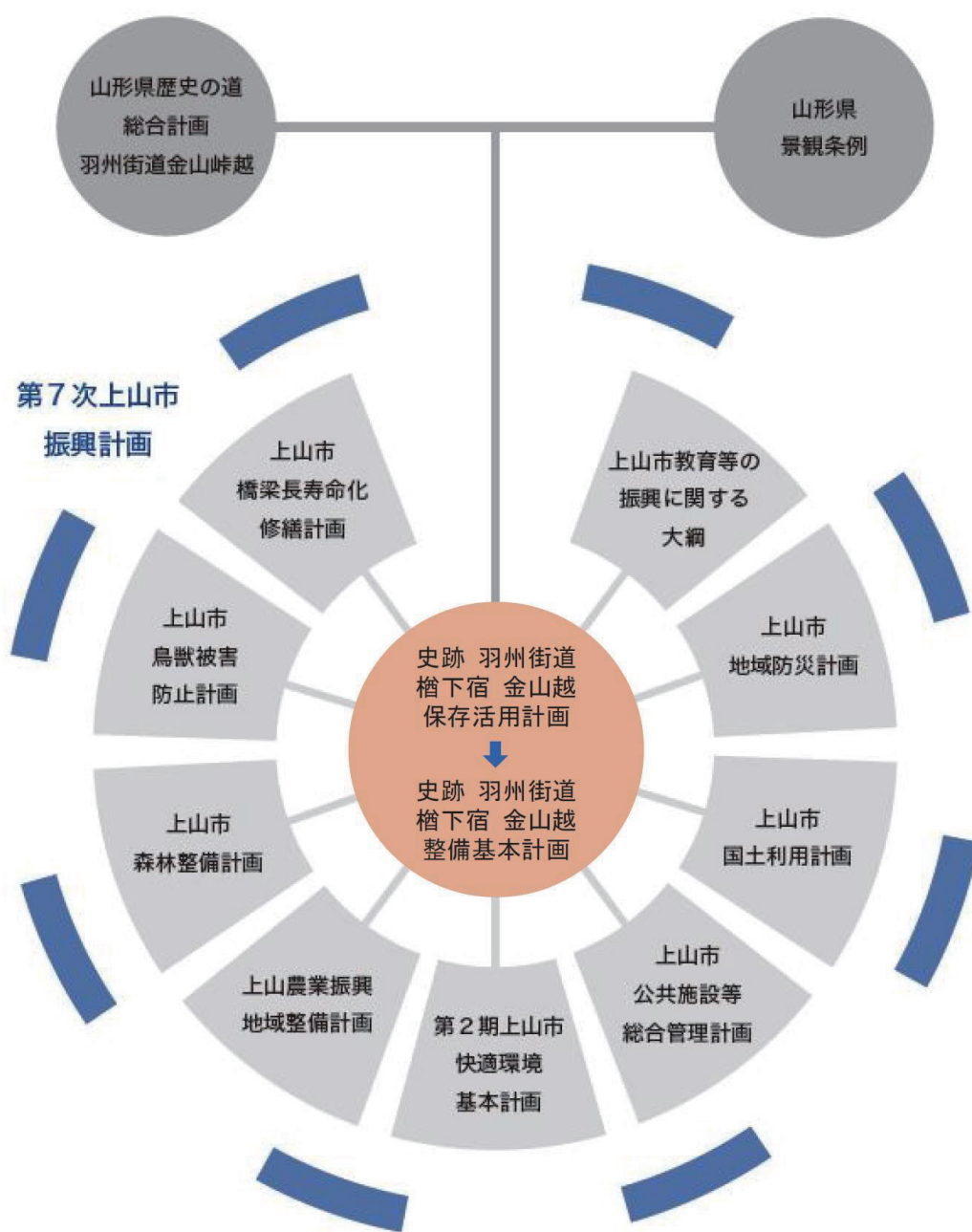


図 16 各計画との相関図



図 17 金山越エリアの羽州街道。往時の面影を今に伝える